審　査　基　準

令和７年７月１日作成

法　　令　　名：　島根県道路交通法施行細則
根　拠　条　項：　第６条第１項第４号
処 分 の 概 要：　駐車禁止除外指定車標章の交付
原権者（委任先）：　島根県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準： １　島根県道路交通法施行細則第6条第１項第４号シに掲げる車両 ２　島根県道路交通法施行細則第6条第１項第４号スに掲げる者が現に使用中の車両
標 準 処 理 期 間：　５日以内(行政庁の休日は含まない。)
申　　請　　先：　警察署交通課(係)窓口
問 い 合 わ せ 先：　島根県警察本部交通部交通規制課
備　　考：